一般社団法人千葉県社会福祉士会大規模災害対応ガイドライン

規程第19号

平成 25 年 2 月 16 日制定

最新改正令和4年9月4日

第1章 目的

- 第1条 このガイドラインは、一般社団法人千葉県社会福祉士会(以下「本会」という。) の会員が、大地震等の大規模災害(以下「災害」という。)発生時に取るべき対応につい て、基本的な行動指針を定めることを目的とする。
- 2 このガイドラインは、対応についての参考指針となるものであり、臨機応変の対応が 必要とされる災害時対応では、必ずしもこのガイドラインによる対応に固執した硬直的な 対応に陥ることがないよう、その状況に応じた柔軟な対応を第一の指標とする。

第2章 災害直後の対応

- 第2条 千葉県内において災害が発生した場合、当日から3日目までの対応については次の各項に定めるとおりとする。
- 2 初動対応については次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 災害発生時においては、まず何よりも自分と家族、職場においては職場の中での安全確保と安否確認を優先する。
- (2) 事務局職員は、事務所における被害状況を把握し、初期消火、負傷者の救出救護等 必要な対策の後、状況に応じ事務所よりすみやかに避難し、事務局長へ状況報告する。
- (3)本会の理事は、千葉県内および自らの居住地並びに在勤地において震度5強の地震、 洪水による避難指示の発令などの大規模災害が発災した際は、12時間以内に自らの 状況について事務局に報告する。また、各理事は担当する委員会の委員長および部会 長と連携し、担当部会員の安否を確認する。
- 3 会長、副会長、事務局長、災害対策委員長により災害支援本部(以下「支援本部」という。)を立ち上げる。なお、災害支援本部の構成員は本会会員理事及び災害対策委員長とする。
- (1) 支援本部の立ち上げ後は、すみやかに会長、副会長、事務局長、災害対策委員長及び参加可能な理事を中心として会議をもち、当座の対応についての基本方針と必要な具体的行動案(被災地の調査及び支援内容、義捐金及び支援金募集、会長声明発表等)を策定する。
- (2) 支援本部長、副本部長については立ち上げた災害支援本部における職責上位者により担当する。
- 第3条 事務局職員は、情報の連絡調整窓口としての役割を担い、総合的に情報を収集し、 理事、及び主務官庁(千葉県健康福祉部担当課)や関連団体等との連絡調整を行う。併せ て、支援本部長は支援本部を設置したこと及び被災者への支援を行うことについて、行政

- の災害対策本部及び社会福祉協議会の設置する災害ボランティアセンターに申し入れる。
- 2 支援本部が立案した基本方針と具体的行動案について、各理事は担当部会部会長を通 じ各部会員へ伝達し、必要に応じて指示を行う。

第3章 初期対応

- 第4条 災害状況等の情報収集は次の方法により行う。
- (1) 事務局は、災害に関する情報収集に努め、支援本部へ報告する。
- (2) 支援本部は、本会ホームページ上に『災害時情報集約掲示板』を立ち上げ、会員との情報の共有を図る。本会の会員は、信用に値する情報を収集し必要に応じて『災害時情報集約掲示板』への投稿、もしくは事務局への報告を行う。
- (3) 支援本部は、市町村等の行政による災害対策本部や社会福祉協議会による災害ボランティアセンターと連絡をとり、状況把握に努める。
- (4) 支援本部は、可能な限り迅速に被災地の実状を把握し、その状況に基づいて具体的な対応を決定する。

第5条 被災者支援対策の基本方針は次に定めるとおりとする。

- (1) 本会は、被災地の状況に応じて支援が必要であると支援本部が判断する場所であれば、最大限の支援を行う。
- (2) 本会への具体的な支援要請があれば、現地の実情の把握に努め対応する。本会への 通知及び当該団体・組織への通知は、公文書として発受信するが、災害の状態に応じ て電話や口頭による連絡を暫定的に有効な通知と認める。
- (3) 行政の災害対策本部及び、災害ボランティアセンターを設置するなど地域支援の中核を担うことになる社会福祉協議会に対して行う支援本部立ち上げの報告の際に、最大限の支援を行う体制を整えることを伝える。
- (4) 本会は、相談援助を業とする社会福祉士の職能団体であることから、被災した世帯への面接や相談、生活ニーズの把握、関係機関への橋渡し、あるいは福祉相談員の派遣といったいわゆる災害ソーシャルワーク活動の内容が想定されるが、支援内容に関わらず、各所からの本会への具体的な支援要請に対しては柔軟に対応していく。
- (5) 本会が行う支援活動に際しては、活動に従事する者は本会の「千葉県社会福祉士会」 の名称が記載されているベストなど、第三者から見て社会福祉士会から派遣されてい ることが認識されやすいものを必ず着用するとともに、会員証を携帯する。
- (6) 会員が個人として支援活動を行うにあたり、本会の活動として組織的な支援が必要とされる地域や機関が発見された場合、当該会員は速やかに事務局にその旨を報告することとし、連絡を受けた支援本部は迅速にその対応について協議し、決定する。
- 第6条 支援本部は、初期対応の内容を含め状況をすみやかに公益社団法人日本社会福祉 士会(以下、「日本会」という。)事務局へ連絡し、必要に応じ支援を要請する。
- 2 支援本部は必要に応じ、日本会のホームページを活用し、義捐金及び支援金の募集等の対策を全国の社会福祉士会会員へ呼びかける。

第5章 災害復旧時以降の対応

- 第7条 本会は、災害発生時に被災地への支援依頼があった場合に、迅速かつ円滑に人員 を確保できるよう、平時においてあらかじめ災害対策委員会が「被災地支援活動協力員名 簿」を作成するものとする。
- 2 「被災地支援活動協力員名簿」は、事務局ならびに災害対策委員長で管理し災害時の協力要請の他、災害関係研修案内及び災害関係事項の連絡以外は活用せず、個人情報の取り扱いに細心の配慮を行うものとする。
- 3 「被災地支援活動協力員名簿」は、災害対策委員長を中心に2年おきに登録されている本会会員の名簿登録の更新の意向調査、毎年の新規名簿登録の手続きなど名簿の整理を行う。
- 第8条 本会が行う支援対策内容は、本会ホームページおよび『災害時情報集約掲示板』 等を通じて会員へ随時報告し、必要に応じ協力が可能な会員を「被災地支援活動協力員名 簿」などを活用しながら募集し具体的な協力を要請する。
- 2 本会が行った支援内容及びその実績については、災害対策委員会を中心に統計的に整理し、日本会及び会員へ後日報告する。

第6章 他都道府県等での災害支援対応について

第9条 千葉県以外で災害が起きた場合には、支援本部は情報収集を行うとともに、他都道府県社会福祉士会(以下「他会」とする)から本会へ災害支援の派遣依頼があった場合には「被災地支援活動協力員名簿」を活用し、名簿登録されている会員に支援協力の可否を確認し派遣する。

第7章 被災者·被災地支援事業

- 第 10 条 本会の正会員が災害支援活動を行う場合には、旅費及び活動費として一日あたり 5,000 円を補助する。
- 2 前項に規定する災害支援活動の範囲は激甚災害指定又は災害救助法の適用を基本とし、 会長、副会長、事務局長および災害対策委員長の協議により決定する。但し、受け入れ先 の行政機関および災害ボランティアセンター等において受け入れが可能と確認済みの場 合に限る。
- 3 第1項に規定する補助金については、千葉県ソーシャルワーカー三団体連絡協議会を 構成する、一般社団法人千葉県医療ソーシャルワーカー協会、一般社団法人千葉県精神保 健福祉士協会の正会員についても、本会正会員に準じ補助の対象とする。
- 4 補助対象者が被災地支援活動を行う場合には、安全管理のためボランティア保険に加入するよう指示する。その際、被災地の担当部局の負担軽減を図るため、活動者の住所もしくは職場を区域とする市町村社会福祉協議会で加入手続きを行うこととし、被災地の社会福祉協議会での申請は避けるよう助言する。
- 5 補助を受けた者は、その活動終了後速やかに活動報告を提出するものとする。
- 第 11 条 他都道府県等に本会会員を災害支援活動員として派遣する場合には、支援本部は

必要に応じて当該都道府県社会福祉士会との連絡調整を行い、当該会員と連絡を取りながら被災地の状況を把握する。

2 他都道府県社会福祉士会から千葉県内にボランティアの支援があった場合には、支援本部は他会と連携して対応する。

第8章 改廃

第12条 このガイドラインの内容を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 このガイドラインは、平成25年4月1日から施行する。
- 2 このガイドラインは、平成29年11月19日から施行する。
- 3 このガイドラインは、令和4年9月4日から施行する。